

優良品種の持続的な利用を可能とする  
植物新品種の保護に関する検討会  
(第5回)

農林水産省食料産業局知的財産課

# 第5回優良品種の持続的な利用を可能とする 植物新品種の保護に関する検討会

日時：2019年9月25日（水）

時間：15：01～16：50

場所：中央合同庁舎4号館1階共用123会議室

## 議事次第

1. 開 会

2. 議 事

（1）農業者からのヒアリング

・有限会社横田農場 代表取締役 横田修一氏

（2）意見交換

・農林水産省からの説明

・意見交換

3. 閉 会

## 出席者名簿

池村 治 味の素（株）知的財産部 部長  
伊原 友己 弁護士（弁護士知財ネット 事務局長・理事）  
魚住 りえ フリーアナウンサー  
大淵 哲也 東京大学法学部 教授  
前田 和記 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 加藤委員代理  
金井 健 全国農業協同組合中央会 常務理事  
金澤 美浩 （有）矢祭園芸  
小松 宏光 長野県果樹試験場 場長  
茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 教授  
中平 義則 株式会社なかひら農場 社長  
矢野 昌裕 （国研）農業・食品産業技術総合研究機構本部 総括調整役  
油木 大樹 （株）武蔵野種苗園 代表取締役 社長

（五十音順）

午後3時01分 開会

○藤田室長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第5回優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会を開会いたします。

知的財産課種苗室長の藤田でございます。

委員におかれましては、御多忙のところ御出席賜り、ありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、合瀬委員、加藤委員、栗原委員、西川委員からは御欠席の連絡をいただいております。また、加藤委員からは、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会より前田様の代理出席の御連絡をいただいております。また、金井委員からは遅参するという連絡をいただいておりますので、進めさせていただきたいと思っております。

それでは、報道関係者によるカメラ撮影は冒頭のみとなっておりますので、撮影はここまでとさせていただきます。

なお、本検討会は原則として公開とし、守秘すべき事項に係る資料を除き、使用した資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で、後日、農林水産省のホームページにおいて公表いたします。

それでは、茶園座長に議事の進行をお願いします。

○茶園座長 どうも、茶園です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に、事務局から第4回検討会までの議論につきまして説明をお願いいたします。

○尾崎課長 皆様、よろしくお願いいたします。農水省の知的財産課長の尾崎でございます。

それでは、私のほうから前回までの議論のおさらいといたしまして、資料1を使用して第4回までに検討された課題についてということで御説明をしたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。前回、第4回の検討会でございますけれども、8月2日に開催をいたしております。果樹の苗木の生産卸を行っております吉岡国光園の深田さんのお話をお伺いして、議論をさせていただいたということでございます。

深田さんの御説明の内容を簡単にまとめておりますけれども、農協系統の販売が減少する一方で、ホームセンターの販売の拡大ということで価格が低迷する中で、種苗の生産力が低下していると。それから、カンキツの生産をされて、苗の生産をされているわけですが、台木の播種から苗木の出荷、2年生の苗木ということでも5年かかるという中で、売れなければ焼却処分ということで、非常に厳しいということでございました。カンキツではそういった形

で非常に手がかかるということで、栽培農家は苗木生産になかなか手を出しにくいというものがあるということでございます。

販売に関して申しますと、販売先には、剪定した枝や種苗の持ち出し、譲渡、こういったことをしないようには伝えているということでございます。また、農研機構の育成品種については、1本毎に海外持ち出しを禁じる証紙というのを添付して販売しているということでございますけれども、末端までの流通状況はなかなか把握することは難しいということございまして、苗木業者のほうも、育成者と購入者でありますとか農協の間になって、種苗法の知財の知識というのを普及することが必要だというようなことをお話しいただいたということでございます。

この後、意見交換を引き続いて行っておりまして、種苗法の制度に関することについていくつか御意見をいただいております。現在の種苗法においては、登録時の現物というので権利範囲というのを扱っているということでございますが、これでは権利の立証が困難であるということで、訴訟実務上の支障があるんじゃないかということで、農水省が審査のときに作っております特性表というのを使って、権利の確定ができないかというようなことで、御指摘をいただいております。

特許法においても、権利侵害の提訴においては明細書を利用するという中で、種苗法のそれに当たる特性表というのが使えないのは違和感がありますねということございました。

それから、種苗の場合は特性が環境影響を受けるという特徴がありますので、侵害疑義の最終的な判定には比較栽培というのがやはり必要なのではないかというような御意見もいただいているということでございます。

右にいきまして、育成者権者につきましては、登録時の特性を持った植物体を保存するというのが責務になっております。そういったことで、穀物であればそういったものを管理しながら選抜をして、もとの植物体を保存すると。

それから、果樹であれば原母樹、それから母樹、複製母樹といったものをしっかり管理するというので、登録されている品種の特性の保持というのは、これは一定の労力をかけてやっていただく必要があるんじゃないかということございました。

それから、インターネット販売なども最近ではかなり行われているということでございます。それから、登録品種の海外持ち出しというのが起こっている中で、そういったものの防止のための方策の整理が必要じゃないかということ。

それから、生産現場における制度理解というものについて丁寧な周知が必要なのではないか

ということ。

それから、周知に当たって、種苗法は現在の規定は複雑で理解が難しいということがあるので、現場が理解しやすいシンプルな条文というのが求められているのではないかというような御意見をいただいております。

2ページでございますけれども、今まで第1回から第3回までの概要をまとめていたものに、先ほど御紹介いたしました前回の意見というのも踏まえまして、赤字で加筆をさせていただいております。全般的なものとして、先ほどのいろいろなものを書かせていただいております。

3ページでございますが、制度面のいろいろな課題について、育成者権の保護という観点から整理をしておりますけれども、この部分については特に加筆する新しい意見は出ていなかったというふうに承知をしております。

甚だ簡単ではございますけれども、前回までの議論のおさらいということで御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、登録品種の種苗を利用して営農されております農業者の方からヒアリングを行いまして、その後、意見交換をしたいと考えております。

まず、ヒアリングといたしましては、茨城県龍ケ崎市で水稲作を中心として先進的な農業経営をされておられます有限会社横田農場の横田修一社長からお話を伺いたいと思います。

それでは、横田様、よろしく願いいたします。

○横田社長 皆様、改めましてこんにちは。御紹介いただきました茨城県の龍ケ崎市というところから参りました、有限会社横田農場で代表取締役をしています横田修一と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

10分か15分ぐらいでしゃべってくれということですので、その後の議論が重要だと思います。ここでは簡単に自己紹介的な、横田農場は何をやっているかという話をさせていただこうというふうに思っております。

皆さん御想像のとおり、今、稲刈り真ただ中で、横田農場もちょうど稲刈りを半分越えたところで、今まさに後ろの稲穂の風景が映っていますけれども、こういう状況で、写真の子どもは私の子どもですけれども、普段から田んぼの真ん中でおにぎり、ご飯を食べているわけではないのですが、ちなみにこの子どもは、このとき小学1年生と保育園の年長でしたけれども、

今や中学生と小学6年生になってしまって、当時の面影はなくなってしまったような感じです、すみません、余計なことをしゃべるとまた時間がなくなっちゃうので、御紹介をさせていただこうと思います。

横田農場、先ほどもありました茨城県龍ケ崎市という、茨城県の一番南のほうにございます。水稲の面積が150ha、全て水稲の作付を行っているということでございます。経営の展開ということでいろいろ書いてございますけれども、96年に会社になるなど、いろいろ書いてあります。あと大きいところで言うと、2013年、平成25年に農林水産祭で天皇杯というのをいただいたり、大変な名誉な賞をいただいたりということもさせていただいております。

横田農場の特徴の一つですけれども、先ほども言いました150haという経営規模でやっておりますが、これは決して昔から150haやっているわけではなくて、私が農業を始めたのが20年前ですけれども、そのときで大体20haぐらい、それが毎年10haぐらいずつ増えていって、今や150haという面積をやっている状況です。残念なことですけれども、高齢化によって農家をやめていく方が非常に多くて、そういう方たちの田んぼをお預かりして規模が増えているということです。ですから、規模拡大といっても、地域にもよりますけれども、積極的に規模拡大をしていこうとすると、範囲が広がっていった点、今、うちも点在しているのですが、かなりの広範囲にわたって田んぼをつくるということになります、横田農場でいうと2.5kmぐらいの限られた範囲の中だけで田んぼが増えているということです。

それがグラフで見ると、毎年5ha~10ha規模拡大して、これが複雑なグラフで見にくいですが、青いのが面積です。毎年毎年5ha~10ha増えています。この赤い折れ線グラフは圃場の枚数です。この前の地図にあったように、小さい田んぼが多いです。なので、面積が増えていくということは枚数が増えていくということで、枚数がばっと増えていったんですけれども、ここから増えなくなっていったのは、エリアの中である程度のシェアを占めているようになってきたので、新しく借りる田んぼは今つくっているところの隣だったりして、そういうところは、高低差うちのほうはあまりありませんので、畔をとらせてもらって区画を大きくするというをやっています。なので、枚数がむしろ増えなくなったり、ちょっとここは減ったりもしていますけれども、そういう今までとは大きく状況が変わってきたなということでございます。

あともう一つは、そういう集約しているということがあって、少ない人数、これは生産のほう、お米を栽培のほうをやっている社員数ですけれども、面積は増えていますが、人はほとんど増やさずにやっているということです。それから、人を増やさないだけではなく、これは横

田農場のよく代名詞みたいに言われるところですけども、150haの面積をやっていますが、春などに田植えをする田植機、それから秋に収穫するコンバインは、それぞれ1台でやっていますということです。

これはいろんな説明の仕方がありますが、1つは毎年10haぐらいずつ面積が増えていくので、その規模拡大に対応するために、じゃ、機械買おうとか、人増やそうとかといっても、そんな簡単にはできません。機械も高いものですし、人もそんなに簡単に見つかりませんから、増やせない。じゃ、今ある機械、今いる人を使って、その面積、また10ha今年増えるやつを何とかしなきゃいけないねということでやってきたのは、作期を拡大してきたということです。田植えも4月下旬から6月下旬まで大体2カ月間、70日間ぐらいですかね。稲刈りも8月下旬から10月下旬まで70日間。ですから、今年で言うと8月17日から稲刈りが始まって、もう今日で実際稲刈り、コンバインが稼働している日で34日、コンバインが稼働しています。先ほど言いました54%ぐらいですかね、今日で。半分ちょっと越えたぐらい。1日2.5haずつ作業しているのですが、それでもちょっとずつだから、長い期間かけて1台の機械で作業していくということです。

それをやっていくためには、茨城だとほとんどの人が「コシヒカリ」ばかりつくっているわけですけども、当然そういうことでは作期を長くとることはできませんので、今、11品種つくっております。ここに品種を全部言うと長くなるので言いませんけれども、後で農水省の人にまた細かいことを補足いただければと思います。それで作期、量産するということと、あと、今日は説明の中に省いていますけれども、横田農場が作っているお米は、全部、基本的には自分で販売していますので、販売とのバランス、販売先が必要とする品種を作る。もしくはこういう作期拡大するために、こういう品種をつくりたい、じゃ、それをお客さん、これどうですかねとかと言って営業したり、そういうふうにして作ったりしているということです。これが普通御説明する横田農場の一般的なお話。

今日のお話の中でいうと種子のことですので、横田農場で種子どうしているんですかということですが、横田農場では自家採種、自家増殖を基本にしております。それがいいか悪いかという話もあるかと思いますが、やっております。15年ぐらい前までは、二、三年に1回、完全に種子更新ということをやっていました。そうすると、だんだん面積が増えていくので、当然、種子の量も増えていくわけですけども、二、三年毎に全部種子更新すると、その種子更新のコストが物すごくかかってくるようになってしまって、ちょっとこんなにコストをかけられないねということになって、現在どうしているかという、毎年栽培している品種全てを、面積



で言うと1ha分の種子をJAさんから購入して、その1ha分で来年の種をとるために、横田農場の中の採種圃場みたいなのを設計して、そこには混入とかなないように厳格に管理をして、ということで、そこから来年の分の種子をとるということをやっております。種子は当然、昔は塩水選とかやっていましたが、これまた大変な労力で、粒で選別したり、最近では比重選をやったりとか、やっぱりいい種が当然重要ですから、それを自分で何とか確保しようということをやっておるということでございます。

実際どれぐらい種を作っているんですかということですが、自家採種8品種、さっき11品種と言いましたけれども、11品種を全部自家採種しているわけではなくて、先ほど説明の中にあつた中にも新しい品種とか、農研機構さんで新しく開発されたやつはちょっと特別に利用させてもらっているとかなんかというのもあるので、さすがにそういうのを自家採種できませんので、全部しているわけじゃないですけども、今8品種で、合計で大体7tぐらいの自家採種をしているということ。これ実際、選別した後、先ほど言った比重選をやった後で大体7tぐらい残っていると。歩留まりで言うと80%ぐらい、いろいろ品種によって違いますが、この場合、80%ぐらいでこれぐらいの種を確保しているということです。ちなみに買った種は、JAさんから買っていますけれども、8品種で400kg買っているということです。

これちなみにJAさんから買った種、もちろん種の品種によっても値段はいろいろ違いますが、1kgあたり大体500円~700円ぐらいです。ですので、これを全部買うとなると、350万円~500万円ぐらい種子代がかかってくるということです。これを横田農場的に言うと、何とか抑えるためにも、なるべく自分で手間かけても種を採ろうということをやっているということです。

それから、実際種を採って、今度栽培の場面ですが、特に最近、水稻で言うと、低コスト栽培とか省力化栽培ということで、直播きが増えています。湛水と乾田を合わせて、横田農場は今年でいうと20haほどやっているのですが、中でも乾田直播なんかは、どうしても苗立ちを確保するために種子量、播種量が多くなります。ここに書いてありますね、大体10a当たり6kg~7kgぐらい播種します。移植でいうと、普通の田植えでいうと、10a当たり3kg、3.5kgぐらいですか、半分ぐらいで済むわけです。それをだから省力化、作業的には省力になりますけれども、播種は種子量が増えるということで、全部購入で、2019年、今年の実績で、大体乾田直播は15haで、種子に播種した量でいうと約1t播種していますので、これを全部購入種子でこの単価でやるとなると、結構な金額になりますねということです。それがどんどん直播も、今、増えてきておりますので、そのあたりは横田農場としてはなかなか難しいなというふうにも思

っているということでございます。

横田農場では、コストの全体に占める種の割合ってどうですかということ。ちょっと本当に委員の皆さんにお見せするような資料ではなくて、参考まで、雰囲気を見てもらいたいのですが、これ古くて平成24年のものですが、農水省の生産費調査から出してきました、60kg当たりの生産コストで、全国15ha以上層の割合で示したものです。これで種苗というところというと、2%となっていたんです。これ、右側が横田農場です。これ平成26年の生産費なので、本当はちょっと比べるべきものではないので、イメージだけで見てもらいたいですけれども、同じように比べると種苗、先ほど種苗って苗も入っているんですかと言われましたが、うちは苗の購入はありませんので、完全に種子です。先ほど言ったJAさんから買っている種代だけという意味になりますけれども、それで言うと1%になっていますので、半分だと言え半分ですけれども、もともとそんなに多くないということも言えると思います。

ですから、生産コストに占める全体の割合からすれば、種子代、さっき僕なるべく抑えるんだということを言いましたけれども、割合で見ると実はそんなに高くないということが言えると思います。ただ、あまり割合だけで見ていると、経営的に言うと見落としてしまって、大きく10a当たり、60kgあたりで言うと微々たるものですが、それが150ha分となると、結構さっきのあった最低500万円ぐらいの金額になりますので、それをどう抑えていくのかということ、横田農場の場合、経営的に言うとすごく重要なことなんじゃないかなというふうに見ているということでございます。

あと、品種の話だったので、1ページ加えましたが、何かと言うと、お恥ずかしい話ですが、横田農場、2004年から去年2018年までの反収です。線がいっぱいあるのは、品種毎に分けてあるためです。赤い点線で太く書いてあるのは、農水省が出している全国平均の反収です。緑色は茨城県の平均反収。これを、あまり細かいのを出すと僕も恥ずかしいので、あまり分からないように、2004年を1にしています。割合で書かせていただきました。こういうふうに変化していますよということ。お分かりのとおり、物すごい変化が激しい、変動が激しいです。特にここ数年、ここ5年ぐらい、特に激しくなっているというふうに感じています。これはいろんな理由があるのですが、大きく言えば気候変動みたいなものもあると思いますし、これを横田農場的に言うと、米しか作っていませんし、その米を基本的には売り先決めて、価格決めて販売していますので、いかに収量を安定させるかということが経営を安定させるかということに繋がってきます。そういう意味では収量を安定させるためには、もちろん僕ら一生懸命栽培して安定化させようとはするのですが、それだけでは難しいので、新しい品種、気候

変動にも強いような新しい品種というのはこれから必要になってくるんじゃないかなというふうに、僕は期待しているということでございます。

以上、大変早口でございましたけれども、私からの発表とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○茶園座長 横田様、どうもありがとうございました。

では、時間の都合もございますけれども、横田様のただいまの御発表につきまして、特に御質問等がございましたらお願いいたします。

では、小松委員。

○小松委員 いくつか教えていただきたいことがあります。まず種子ですが、自家生産された種子につきましては、通常流通している種子ですと、発芽率の検査だとか、いくつか手間のかかるコストをかけていると思いますが、それを横田農場さんではやられているかという点。

それからもう一点が、販売は全量自家販売だということでしたが、恐らく茨城県の銘柄品種の指定を受けていないものもございまして、そもそも検査を受検されているかどうかという、その2点について教えてください。

○横田社長 ありがとうございます。

まず、発芽試験みたいなものはやっていないです。自分で選別をそれなりのきつめというか、比重選も当然調整できますから、ちょっときつめに選別して、いい種を探ろうというふうにやっていて、それでこれまでに、これ発芽率悪かったねとか、もしくは逆にコンタミがあったねとか、別にコンタミがあったとかというふうには感じていないので、ある程度少し厳しめに選別をするという形だけでやっております。

あと、検査ですけれども、横田農場が農産物検査の登録検査機関になっていて、自分で検査を全量やっております。当然、銘柄になっていないものはその他とかで検査をしていますけれども、検査をやっていると。全量検査をやって販売しております。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

では、伊原委員。

○伊原委員 貴重なお話、ありがとうございました。

作期との関係で11品種を栽培されているということだったのですが、この11品種のうちの登録品種というか、まだ育成者権が残っている品種というのはどれぐらいあるものですか。

○横田社長 それをまさにさっき農水省の人とも、どれぐらいだろうねという話をしていて、ごめんなさい、僕も厳格に分かっていないので、ちょっと補足をいただくとありがたいので

すけれども。

○尾崎課長 今それについて調べてもらったところなので、担当のほうから報告してもらいます。

○小口 失礼します、農水省の小口でございます。

登録品種のうちで、まだ育成者権が残っているものは、「一番星」、「にこまる」、「あきだわら」、「あさひの夢」、「にじのきらめき」、「ゆめひたち」、「ふわりもち」、以上になります。

育成者権者については、「一番星」が茨城県、「にこまる」、「あきだわら」は農研機構、「あさひの夢」は愛知県、「にじのきらめき」は農研機構、「ゆめひたち」は茨城県、「ふわりもち」は農研機構、以上になります。

○伊原委員 育てておられる11品種の数量というのは、別に品種登録されているかどうかというについてはあまり関係なしに、お客さんとのオーダーというか、そういうものとの絡みで量を考えておられるのですか。

○横田社長 そうですね、そういうことです。

○伊原委員 ありがとうございます。

○茶園座長 ほかにも御質問等があるかとは思いますが、時間の都合もございまして、ほかの御質問につきましては後段の意見交換の場であわせてお願いしたいと思います。

どうも横田様、ありがとうございました。

では、続きまして、前回の検討会において話題になりました法的論点の検討の状況につきまして、別途行った前さばきの議論を踏まえまして整理した資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○尾崎課長 皆様のお手元でございます資料3というものをお手元に出していただければと思います。

これまで、この検討会自体4回重ねてきておりまして、それまで議論の中で出てきました法制度上の論点というのがいくつかございましたので、それを中心に今回、さらに議論を深めていただきたいということで、法律の造詣の深い委員の皆様を中心に議論をさせていただいた中身も踏まえまして、本日整理をさせて、お示しをさせていただいているという状況でございます。

1ページに、本日提示させていただく論点の全体像を1つのページにまとめてお示ししております。四角が3つほどありますけれども、左側、検討の大きな柱の1つ目でございますけれ

ども、海外への流出防止というところでございます。現行の種苗法では、種苗の増殖が制限されない場合があります。一旦販売されたりすれば、育成者権者の意思に反する海外への持ち出しを制限できない場合があるということで、海外への流出につながっているという状態でございますので、これについて1つ目として、育成者権者の意図に反した利用について制限できるようにすべきではないかということで、また後ほど御説明しますけれども、育成者権者が海外持ち出しを制限したいと、そういう意図を持っている場合には、育成者権者の意図に反した品種の持ち出しについて、育成者権が及ぶという形にできないかということでございます。

2つ目でございますけれども、登録品種の増殖につきまして、現在の種苗法では、収穫物の一部を次の種苗、次期作の種苗として使うということが農業者に認められているという状況でございます。これは、その一方で種苗生産、あるいはその後の利用というのが、育成者権者から見ると把握ができなくなってしまうということで、この登録品種の利用については、育成者権者が管理できるような形にしていくべきじゃないかということでございます。

3つ目は、この2つ目とリンクしておりますけれども、育成者権者がその状況を把握して管理できるようにするということの反面で、例えば育成者権者から育成者権がほかの人に移転したというようなことになって、差し止め請求権などが行使されるということになりますと、今までやってきた農業者の営農活動に影響があるということになると、これは困りますので、農業者がそういった環境の中でも安定的に登録品種を利用し続けられるような措置が必要なのではないかということでございます。

右側が2つ目の柱といたしまして、この種苗法のもとの育成者権、これを行使しやすい、利用しやすいものにするための見直しということでございます。前回議論させていただいたものの続きになりますけれども、育成者権の権利範囲の明確化を図るべきではないかということで、海外流出とか無断増殖などに訴訟の中でもきちんと対応できるようにということで、登録品種の権利の範囲を明確化するための方策を検討すべきじゃないかということでございます。

その中で、特性表というのが出てきております。また後ほど御説明しますけれども、そういったものをしっかりやっていくという観点から、2つ目のポツでございますけれども、我々が特性表を作るというのは、登録のときに審査をして作っているということでございますので、そのところの登録審査の高度化というのともあわせてやっていく必要があるのではないかとということで提示をさせていただいております。

3つ目の右下の四角は、そのほかの論点といたしまして、ほかの特許法などの知財制度との整合性を図るべきじゃないかということで、ほかの、特許法中心ですけれども、制度では既に

措置されてしばらく経っているようなもの、こういったものについて種苗法の中で手当てされていないものがございますので、そこについてはあわせて措置していくべきではないかというように、論点を提示させていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

1つ目の海外流出への対応ということでの論点でございますけれども、育成者権者の意図に反した利用が制限できるようにすべきではないかということでございますけれども、現在、この上の段でございますけれども、育成者権者から種苗が販売されるというようなことになりますと、この対価を一旦、種苗の流通の過程にあるものから支払いを受けますと、その段階で種苗法上の消尽ということで、育成者権がその種苗に対しては消えてしまうということになっております。その結果、その後は種苗が転々流通するということになるわけでございますけれども、この育成者権者の意図にかかわらず、種苗の利用に対して育成者権は及ばないということになっております。

種苗法ではこの例外といたしまして、種苗を購入した人が最終的にまた種苗を増殖しようとか、あるいはUPOVの非加盟国に種苗を輸出しようという場合には、この育成者権が復活するというようになっておるわけですが、UPOV加盟国への持ち出しなどについては自由というような状況にあるということでございます。

こういったことでは、育成者権者が海外持ち出ししてほしくないというふうに思っている、最終的に止めることができないということになりますので、下のところでございますけれども、育成者権者から種苗を流通していく過程において、利用条件に沿った利用については、当然、育成者権者は及ばないという今までの姿がそのままなのですが、育成者権者の意図に反した利用については育成者権が及ぶこととすべきじゃないかということで、例えば海外への持ち出しを、国内生産のみという条件になっている種苗についてやろうとした場合には、育成者権をもって止められるというような形にしてはどうかというようなことを検討しているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、これについては先ほども御紹介したとおりでございますけれども、優良品種についての国外流出については強い対応を期待するとか、あるいはこれまでも持ち出しについての問題については御指摘をいただいているということでございまして、この右側のところ、そういったものについては、今、種苗法上、消尽ということになっておりますけれども、この消尽の例外規定の追加というようなことが検討できないかということでございます。その中身といたしまして、消尽の例外の対象にするものでございますけれども、海外へ

の持ち出しというのが1つありますけれども、例えば山形県の事例のように、ヒアリングしましたけれども、国内で山形県のみに限って産地づくりをしているというような事例の紹介もございました。そういったようなものも含めて、栽培地域を限定した形での条件がついているときに、その栽培地域外に持ち出すようなものについての事例についても、種苗法上の消尽の例外ということで検討することができないかといったようなことを考えているという状況でございます。

そういったものの制限がかかるということであれば、その一つの環境の整備という観点から、取引をして流通の中で種苗を買った方が不意打ちのようにならないように、きちんと条件が示される必要があるということで、例えば育成者権者がつけた条件については、例えば農水省のウェブサイトの中で見るができるように公示をしておく。あるいは、種苗についても登録品種であるということがきちんと分かるように、表示の義務づけをしていくというようなこと。それから、インターネット上の取引などは現物を見ない場合もありますので、そういったインターネット上の販売サイトについても、そういった同じようなことが考えられないかというようなことを検討していただければというふうに思っております。

次の論点でございます。登録品種についての増殖でございます。

現在の種苗法では、先ほど申し上げましたとおり、登録品種についても、収穫物を次の種苗として利用するということが認められております。その結果、育成者権者から見ますと、種苗の生産、それからその後の利用というところの実態把握が困難になるという現状がございます。この把握できない中で増殖がずっと続けられていくという中で、増殖されたものがどこに流れていくのかが分からないということで、一つには海外への種苗の流出に繋がるリスクがあるのではないかと。それから、育成者が分からないところでどんどん増殖されるということになりますので、育成者が正当な対価を得ることが困難になるんじゃないかと。その結果として、F1のような形でコントロールすることが難しい品種については、品種の開発そのものが進まなくなっていくんじゃないかということ。

さらにいくと、産地の核として使っていきたい種苗について、品質が管理されない形での種苗利用というのがどんどん増えていくと、登録品種を生かした産地化、ブランド化といったものについて、なかなか産地管理が難しくなっていくんじゃないかというようなことが懸念されるということで、基本的には、登録品種の利用について育成者権者が管理をできるような方向に転換をしていってはどうかということで、こういったような形で御議論をいただければというふうに思っております。

5ページを見ていただきますと、果樹の場合はどうなるかということでございますけれども、果樹の場合、例えば1本だけ購入したいというようなことで、この種苗を果樹園のほうで導入いたしまして、これを例えば増やしていく中で、果実は収穫して出荷していくわけですが、例えば剪定したときに出てくる枝、こういったものを高接ぎしたり、次の種苗にしていったりというようなことが行われている場合もあるわけでございますけれども、ここの部分、育成者権者から見ると全く実態の把握が難しいというようなことになりますので、ここら辺についてどのように考えていくかということをお議論いただければというところでございます。

それから、6ページでございます。先ほどのように、今までそういったような種苗の増殖というのがずっと行われているということでございますけれども、現行種苗法では通常利用権というものがございまして、この通常利用権に基づいて、農業者なりが許諾を受けて種苗の増殖というのできるわけですが、この通常利用権、これから使っていただくことが非常に重要なのだらうというふうにおっしゃるわけでございますけれども、この通常利用権につきましては、育成者権を持っている人が代わってしまうと、基本的には契約上の立場、地位でございますので、品種登録簿への登録があれば、育成者権が代わっても引き続き効力を主張できるということなのですが、現在ではなかなかあまり活用が進んでいないという状況もございまして、

逆に言うと、育成者権者のいろいろな管理が及んでくると、こういったものをしっかり使っていないといけないという部分がございますので、この適正化のイメージ、下の段を見ていただくとあれなのですが、登録までやっていただければ今でもできるわけですが、そもそもそういうようなことをしなくても、きちんと許諾を受けて通常利用権というのが設定されていれば、育成者権者が変更になっても、引き続きもともとの通常利用権によって営農が継続できるというような形で、対抗できるというような形に措置する必要があるのではないかと、この点についてもあわせて御議論いただければというふうにお考えしております。

7ページでございます。この点につきましては、検討会におきましても、果樹については登録品種も含めて自由な増殖が行われてきている部分があつて、販売した種苗が農家で高接ぎなどでどんどん自家増殖されてしまうと、開発費用の回収が困難であると。公的機関にとっても、多くの新品種の利用者から薄く広く許諾料を徴収することがあるべき姿だという中で、一方でこういった増殖が行われているという中では、そういった対応は難しいということで、公的機関の育種にも将来的に支障が出る懸念もあるというようなことでもございました。こういったところで、なかなか品種開発を継続するに当たっての財源の確保というものに繋がっていないのではないかと、この点でもございました。



他方、登録品種と一般品種、このところ、権利保護を重視すべき登録品種と自由利用が当然確保される一般品種、ここについてはしっかり仕分けをした上で、バランスを考慮すべきだというようなことで御意見をいただいているということでございます。

論点といたしましては、育成者権者が登録品種の増殖を適切に管理できるように、許諾に基づいて行われるようにしていく必要があるんじゃないかということと、それにあわせて、特許法に倣ったような形で、通常利用権については育成者権が移転しても効力を有するようにして、農業者が安心して営農できるようにしていくということが必要なのではないかということで、御提案をさせていただいているところでございます。

8ページからは、2つ目の柱として検討してはということでございますけれども、育成者権を行使しやすいものにしていくための見直しということでございます。育成者権の権利範囲の明確化ということで、特性表が活用できないかということのをこれまでの検討会の中でも御提案いただいております。現在、種苗法のもとで育成者権を行使するという中では、裁判の判例の中で、品種登録時の植物体との比較を要する現物主義というふうに一般的に言っていますけれども、こういった判決が存在しているという状況でございます。

左下の図を見ていただきますと、これが現状の状況でございますけれども、左下の絵の一番左のところですが、登録時現物というのがございます。登録したときに使われた種苗でございますけれども、これについて審査して登録をしているわけでございます。この登録の後、しばらく10年、15年たってから侵害が疑われる品種というのが出てきたと。誰かがそういうものを使っているんじゃないかというふうになったときに、この裁判上は、登録時にあった種苗と比較して侵害を立証するということが一応求められているわけですが、これだけ時間がたっておりますと、そのときの現物というのは侵害時にはもう存在しないということが当然あり得るということございまして、その時点である、現時点での現物というのは一応あるわけですが、それとの比較では直接立証できるという状況にないという中で、なかなか育成者権の行使というのが難しいという状況になっているということでございます。

こういった状況ですと、品種を利用する側からしても、自らが利用している品種が育成者権を侵害しているかどうかよく分からないということになって、利用しにくくなってしまうということもございます。そういったようなことも踏まえまして、右側の姿でございますけれども、登録時現物はその当時はあったけれども、現時点においてはなかなか利用が難しいという前提に立ちまして、登録時の現物をベースに農水省が登録のときに栽培審査をして、試験をして、特性表というものに植物の特性をしっかりと整理しておりますので、これをベースに比較すると

いうことを検討できないかということで、登録時現物を記述した特性表との比較によって、この植物が侵害されているかどうかということについての、品種がそのものと同じかどうかというのを推定できるようにしてはどうかということ、今、検討しているというところでございます。これを御議論いただければというふうに思います。

9ページでございますけれども、前回の検討会でもいろいろ御意見をいただいているところでございますけれども、権利侵害となるかどうかの境界がはっきりしない中で、現物主義という裁判の実態があるということで、品種登録時の現物というのをなかなか持ってくるというのはハードルが高いということが言われているという中で、論点といたしましては、育成者権が存続している間、植物を変質させずにずっと保管するというのはなかなか困難だという現実の中で、この特性表に記載された特性が品種登録時の品種を正確に表現しているものということとして我々登録しておりますので、それを踏まえて、特性表によって、ある品種が育成者権の及ぶ品種かどうかを推定できるという規定を設けてはどうかという御提案でございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページでございます。先ほど申し上げた特性表をしっかりと活用していこうということをもしやるのであれば、あわせてこういったものも議論が必要なのではないかということで、関連する論点ということで我々考えておりますけれども、登録審査の高度化ということでございます。先ほど、特性表がこの植物をあらわすものとして重要なものとしてこれから使っていけないかということでございますけれども、近年の品種開発でいろいろな病虫害抵抗性などの新たな重要な特性を付与していくということを目標に、育種が行われているような状況でございます。こういった新しい特性について、これを全て重要な形質としていきますと、これは全てのそういったものに着目していない新品種についても、全てそこがあるかないかというのを審査していかなくちゃいけなくなるということでございます。

下を見ていただきますと、現在の品種登録審査ということで栽培試験をやるわけでございますけれども、外形的な特性などは、比較栽培すれば、全てのチェック項目を一度に埋めることができるんですけれども、例えば病虫害の抵抗性みたいなものを見ようとすると、一つ一つウイルスを感染させてみたり、あるいは特殊な環境に置いて、隔離して栽培してチェックしてみたりしないと一つ一つ見ることができないということで、膨大なコストもかかってくるということになりますし、時間もすごくかかってくるというようなことで、制度の利便性の観点からも非常に問題があるのではないかというふうに思っております。他方で、こういったものを品種登録の中で反映できないというのも問題があるというふうに思っている中で、こういったものについては柔軟に対応できるような形が必要なのではないかということで、一つ審査登

録のあり方というのをおわせて御検討いただきたいということでございます。

他方で我々、今、有望ないろいろな品種を海外に出願しております。海外に出願するときに、我々が登録のときに使った審査の結果をおわせて海外の登録機関にも活用してもらって、それで登録していただくと、時間的にもコスト的にも非常に効率的にすることができるし、効果的に時宜を逃さずに登録することができるということでございまして、海外のいろいろな出願も踏まえたような形でも柔軟にやれるということが重要なのではないかとこのように考えているところでございます。

そのような観点を踏まえまして、育成者権者がここは重要だということに思っている形質について、しっかり審査の中に反映できるようにするというのと、他方で、必要以上に検査、審査に時間がかからないような形でのやり方というのを考えていきたいということでございます。

11ページを見ていただきますと、検討会の中での意見でも、海外との審査結果の共有というのは進めるべきだということに御意見をいただいております。そのためには、海外の登録機関が使っている審査項目というのをしっかりカバーしたものにしていかななくちゃいけないということが、一つございます。

それから、耐病性に対応したような品種については、まず耐病性が登録に反映されるというのがまず一つありますけれども、それをおわせて、品種登録されるまでの期間について、必要以上の時間というのはとれないということでございます。

右側の論点のところでございますけれども、重要な形質というものに基づいて、登録審査をしているわけでございますけれども、この重要な形質の中で審査に不可欠な指定形質というものは必須の項目ということにしながら、それ以外の病虫害抵抗性といったようなものについては、出願者の求めに応じて審査できるような形にできないかということをお、御検討いただけないかということでございます。そういったような形になれば、出願者が力を入れて開発した病虫害抵抗性などの特性を登録に反映しながら、他方で審査全体の負担を抑えていくことができるのではないかとこのようにございます。

他方で、またそういった高度な審査を出願者の求めに応じてやるということであれば、かかり増しの経費が相当かかってくる部分でありますので、そういったものについては、栽培試験に係る実費相当額を出願者の負担をお願いするということができないかということでございます。

それから、特性表がその後の権利行使のほうにも影響してくるということでございますので、

基本的には出願のときに育成者のほうで思っている特性はあるかと思いますが、我々のほうでしっかり審査をして、それに基づいて登録するということが基本であろうということでやりながら、他方で、育成者権者が出願したときに、思っている特性が登録の内容と異なるような事態になった場合には、その部分について訂正を求めるような手続というような形で、育成者権者が自分たちの品種はこうだというふうに思っているような品種として登録できるような手続にしていく必要があるのではないかとということで、御提案をさせていただいているということでございます。

最後に、12ページでございます。特許法等で、他の知的財産制度でもう既に行われているようなものについてあわせて措置すべきではないかとということで、いくつか御提案をさせていただいております。

一つは、職務育成品種というものでございます。国の研究機関、県の研究機関、あるいは種苗会社で、従業者がその中で品種を開発するということになるわけですけれども、育成した品種について、今の現行法の中では、開発した従業者が品種登録を受ける地位を有することになっておりまして、企業あるいは研究機関のほうはその地位をそこから承継するというような形になっているわけですけれども、従業者が仮に勝手に第三者に二重譲渡したような場合に、出願の権利との関係で言うと、企業あるいは研究機関が企業として開発したものにもかかわらず、その部分の地位が極めて不安定ということになるということで、現在の特許法ではそのところ、使用者等が、研究機関なら研究機関が、この品種登録を受ける地位というのを最初から持っているというような形に整理をされているということでございまして、この点については種苗の開発においても同じような事情にあるというふうに考えられますので、同じような規定にしてはどうかということでございます。あわせて、職務上育成した場合に従業者、実際に開発した人があわせて褒賞のようなものを受けられるような規定があるわけですけれども、このところを特許法などでは、雇用者、開発した機関とその従業者との間でしっかり協議をした上で、その協議をいろいろな裁判の中でも尊重しましょうというようなことになっておりますので、そのところをあわせて一緒に措置してはどうかということでございます。

3つ目の丸は、これはちょっと専門的な話になっていきますけれども、インカメラ手続というものでございます。訴訟上、非公開の手続で裁判所が書類の内容を確認して、提出させるべきかどうかというのを判断するというようになっておりますけれども、このところ、書類が訴訟上必要かどうかというところを判断する際に、インカメラ手続が使えるように、特許法上はもう既に措置されているということでございますので、そのところをあわせて措置すると。

ここの判断につきましては、裁判所だけでは判断できない場合もありますので、専門委員を置いて、その意見を聞くことができるというのが、特許法上、措置されているので、これもあわせて措置してはどうかということでございます。

それから最後は、種苗法上の手続で、海外からの出願を受ける場合に、国内の代理人を置く規定というのが我々にはございません。もともと平成10年に種苗法ができたときに、あまり海外からの出願というのを想定したような規定になっていなかったというのがあるんですけれども、これで国内の代理人がいらっしゃらないと、行政上の意思疎通に係るコストというのがすごくかかってしまうということなので、これは海外から出願していただくときには国内の代理人を置くということを、特許法でも同じように措置されておりますので、あわせて今回整備してはどうかというようなことで、いくつか提案をさせていただいたということでございます。

こういったことにつきまして、第4回の際に伊原先生からも御意見としていただいております。我々のほうでも知財にお詳しい委員の方々とも御議論させていただいた結果、こういった感じで整理をしてはいかがかというようなことで御提案をさせていただいているということでございます。

駆け足になりましたけれども、以上でございます。よろしく願いいたします。

○茶園座長 尾崎課長、ありがとうございました。

では、ただいま尾崎課長から説明をいただきましたけれども、法的論点の前さばきに御参加いただきました伊原委員、そして大淵委員から、何か補足がございましたらお願いいたします。

では、伊原委員、お願いします。

○伊原委員 ややこしい話をよくこれだけうまいことまとめていただけたなと思って感心しております。私の問題指摘に対しては、もう答えをいただいているように理解いたしました。

ただ、誤解のないようにということで1点だけなのですが、1ページ目の検討いただきたい論点というページがあって、大きく2本柱、2.5本柱みたいになっていて、海外流出の防止というのと、育成者権を利用しやすいものとするための見直しということが、実は相互に連携していると考えた方がよいと思います。これは別々の独立した柱ではなくて、要するに海外流出したときに、その国で権利行使できるの？ということの国内版が、今まさにこの右側の柱であって、こういう形で育成者権の侵害かどうかを判断できないことには、他国でも絶対判断できないのだから、ここはきっちり連携させて理解したほうがいいですよ。だから、海外持ち出し防止という点で、海外での裁判も視野に置いた上での日本の法改正ということなので、相互リンクしていますよというような話で御理解いただいたほうが分かりよいかというふうに思い

ました。

あとは特にコメントはありません、きれいに整理していただいたと思っています。ありがとうございます。

○茶園座長 では、大淵委員、お願いします。

○大淵委員 非常分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございました。

その上で、3ページの結論的なものは基本的にこれでよいと思っているのですが、いろいろと難しい論点を克服した上このような結論に至っているということを御説明させていただきたいと思います。消尽というのは大変難しい問題で、特許では種苗法と違って条文がないのですが、BBS最判という有名な最判で、一般法理として消尽法理が導かれているのに対して、種苗法のほうでは、21条の4項で明文の規定があります知的財産権は目に見えない色々な無体物を扱っているのですが、やはり特許と著作権も非常に違うし、種苗もまた違うので、特許の制度と種苗の制度が必ずイコールでもないというところが極めて重要です。言葉は同じ「消尽」といっても、特許法上の消尽というものと種苗法の消尽というものはイコールでもないので、きちんと分けて使ったほうが良いという学者的コメントがまず1点です。今申し上げたとおり、同じ消尽でも特許の消尽と種苗の消尽は違いますから、種苗法として消尽を導いていったらこのようになるというところで特許は参考になります。しかし、もともとこちらは条文があるし、向こうは不文の法理で中身は全然違う話だから、特許だけから見ると、これちょっと違うなど思うのですが、それはもともと特許の消尽と種苗の消尽が違うから、ある意味違って当然というところがあるかと思えます。

あとUPOV条約上の消尽というのもまた違うかもしれないので、その範囲内で国内法としてできる範囲ということで、これではよろしいのではないかと考えております。

そのような意味で、特許法や整合性とかUPOV条約との整合性というのは問題なくクリアできると思うのですが、残るのは消尽であり、知的財産権の保護と流通の取引の安全というバランスになってくるので、今までここにまとめていただいているように、消尽の例外規定の追加ということは大変結構だと思うのですが、その際には、取引の安全をきちんと保護すべきということが必ず出てきます。種苗と特許はイコールではないのですが、特許の場合にはBBS最判の国際的側面では、販売地等の制限を製品の上に表示すべき、特許としては、製品に書いていけば購入者が購入時に見れば分かるからということで、それを重視しています。その観点からいうと、今回のものは品種登録表示というものを義務づけています。条件表示というのも変なのですが、このような条件を制限したということ、ホームページには公示と書いてある

のですが、特許的に言うと、もう一声あるとうれしいという感じではあります。先ほどもいただいた資料1の1ページのところに、苗木1本毎に海外持ち出しを禁じる旨等が記載された証紙を添付して云々とかあるので、やられているところもあるかと思います。きちんと公示や表示をすればするほど、取引の安全に資することになって、無理なく権利の保護ができるので、例えばホームページの表示など、何か御工夫いただければと思います。ただ必ず表示をすると、後でとれたらどうするのかという問題は起きるのですが、とれた後でも知っている人は良いのではないかということで、表示または悪意ということで説明すればいいし、悪意のほうも、ホームページで表示していれば悪意は推定ないし擬制していいかもしれないなど、いろいろ工夫の余地があるかと思います。そのようにすると、消尽という難しい論点も無理なく説明できるのではないかと考えております。

もう一つの大きな論点の自家増殖の点は、ポリシーとして賛成できると思います。6ページのライセンスの当然対抗制度のところも、特許法では御案内のとおり、平成23年改正で大議論の上に成就したものなのですが、私は、当然対抗制度は当然だと考えております。それは特許でも当然だし、種苗でも当然だと思っていますので、これは大変結構なことだと思っています。

それから、特性表についても、これも現物主義を機械的に貫くと、伊原先生が大変御心配されているように、権利の実効性が著しく害されてしまいます。そうかといって特性表だけで特許のクレームのようにするのは行き過ぎだということで、その中間案がここにある推定ということになります。推定というと挙証責任が転換されますので、実務的には非常に重い意味があります。権利の実効性のためには大変よいのではないかと考えております。

残りの点も全部賛成で、特に職務発明も、特許としては平成27年の大改正で実現済みですが、これも特許で改正して種苗で改正しないという理由もないので、これは同じようにやるのは大変よろしいのではないかと考えております。

もう一点、13ページの最後の代理人のところはニーズに応じてどちらもありうるかと思えます。なお、特許法などでもここに掲げているもの以外のものがないわけではないのですが、今年された改正は評価が定まっていなかったところがあるので、そのようなものは除いて評価が定まった、そのまま種苗法に持ってきてもおかしくないものに絞って書いていただいています。評価が定まっていなかったのは今後検討すればいいので、評価が定まったところに絞ってやっていただいているのは大変よろしいのではないかと考えております。

以上です。

○茶園座長 どうもありがとうございました。

もう既に入っておりますけれども、では、意見交換に移りたいと思います。本日の説明、そして御発表等を踏まえまして、各委員から意見等をいただければというように思っております。

何か御意見等ございますでしょうか。

では、油木委員。

○油木委員 8ページの権利範囲の明確化のところでは現物主義を、これは廃止して新しい特性主義に変えるという意味ですか。それとも、現物主義が今だめなのは、あくまで現物を出したときに登録したものと同じ植物体が出てこないというのが前提であって、出てくる場合もあるわけですよね。もし出てきた場合には、それが一番の証拠になるとは思いますが、それを完璧に廃止してしまうというのはどうなのかなというのはちょっと思うのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○伊原委員 現物主義と特性表主義みたいなことで、矢印が右に流れているので変わっていくという話になってはいますが、現実の裁判での主張立証活動において、登録時現物があれば、それプラス特性表も両方出して、自分の持っている育成者権の権利の範囲はこういうものですよということを立証するのは当たり前の主張立証活動かなと思っているのです。だから、別に現物を無視して、かけ離れた特性表で権利行使するという発想は、そもそもないのです。

逆に登録時現物と特性表の記載が全然違ったら、これは権利が飛んじゃうんです。取消理由になっちゃっているから。そういう事態はそもそも想定していないとか、それは被告のほうから、あんたの登録時現物と特性表の記載はこれだけずれているのだから無効でしょうと言われるネタを残すだけのことになりますので、これ裁判のテクニカルな話になるのですが、普通考えたら、登録時現物の特性は特性表にきっちり照らし合わせて書かれていると。だから、特性表だけ見たら分かるじゃないですかと、そういうロジックになると思うのです。

だから、別に現物主義を廃止するとか廃止しないとかという問題じゃなくて、何を基軸に権利範囲を確認するのですかというときに、特性表という重要な公文書があるのだから、それをもとにとりあえず見てみましょうという、それでいいんじゃないですかというのが、僕の考え方だったのです。農水省さんはまた違うかもしれませんので聞いてみます。

○茶園座長 では、農水省。

○尾崎課長 伊原先生から御説明いただいたとおりでございまして、基本的には登録時現物がなかなか出すことが難しい場合に、ちゃんと行使できるようにしましょうというために、こういった特性表を使った推定が使えるようにしましょうということなので、登録時の現物が出て



きて、それで比較栽培をしてという、まさにオーソドックスな判例に沿った形で立証が可能であれば、それは当然やっていただいて全く問題ないというふうに理解しております。

○茶園座長 では、大淵委員。

○大淵委員 補足ですが、学者的に言うと、現物主義自体は変わっていないというか、同じと言えば同じです。現物主義をやめて、特性表をクレームのように扱うという主義になれば、全く違う世界になるのですが、今回はそのようなことはせずにもっと現実的なものになっています。Bを直接立証するのが大変なときには、Bの前提になるAを立証したらBと推定してあげますよということなので、あくまで最終的な立証対象はBという意味では現物主義であります。現物主義の中で、今までは直接現物を立証しなければいけなかったのを、特性表を使って立証しやすくしているという、そこが先程申し上げた推定というものの眼目ですから、御懸念の点は全くなく、現物主義はそのまま残っております。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

では、伊原委員。

○伊原委員 一番大きな柱としている国外流出防止の点なのですけれども、今回の件によって、水際手続の関税法の改正とかもリンクさせて、何か大がかりな海外流出防止策を全体として考えておられる中の一つなのか、特に関税法の水際手続の開催のほうは特に今のところは何も想定していないのか、それはどちらでしょうか。

○尾崎課長 関税法の中では、既に知財の侵害物品であれば差し止めができるということにはなっておりますので、知財の侵害物品でなくなってしまう現状では抑えられないものが、関税法上、育成者権の侵害ということになれば、これが止められるようになるということで、そこが大きいんじゃないかならうかと思っていまして、これで相当程度違うんじゃないかという考えであります。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

では、小松委員。

○小松委員 今と同じ場所なのですが、関税法においては、育成者の意に反して海外に流出したものが国内に入ってくる部分は防ぐことができるわけですが、海外市場での競合に関しては、現状、防ぐ手だてがないわけで、そういう意味で出国検査だとか植物防疫法とか、多分、種苗法以外のところでもいろんなブロックをかける努力を、農水省やら政府全体が取り組

まないと、多分種苗法だけ改善しても、闇で動いていくものというの是一向に止まらないのではないかなというふうに思いますので、種苗法改正というか、種苗法を強化したということで安閑とすることなく、国家全体のプロジェクトとして取り組んでいただければと思います。

○杉中審議官 関税法上は育成者権が残っているものも対象になっている。

○尾崎課長 関税法上はそういうふうに止められるということになっているものを実際止めるという意味でいうと、実際に物が見つかる必要があるということではあるので、そのところはこういったことができるかというのは、引き続きいろんな手続の中で見る機会をしっかりと使っていくということが大事なのだろうなというふうに思っております。

どちらにしても、第三国ということになっていきますと、我々の国内での知財権というものが直接及ばない世界になっていきますので、そこは我々が進めております新品種の海外での登録を、あわせてしっかりやっていくということで、総合的な取り組みというのが、種苗法の制度の中だけではなくて、引き続き必要だろうと思っております。

○小松委員 よろしくお願ひします。

○茶園座長 ほかに何か。

では、池村委員。

○池村委員 ありがとうございます。

細かな点で2点意見を述べさせていただきます。まず、特許法との整合、比較というような話のところ、大淵先生がおっしゃっていただいたのですが、まず消尽という言葉はやはり使用の仕方に気をつけるべきだと思っております。特許法においては、製品の譲渡とかにおいて消尽するというのは分かるのですが、種苗に関しては増殖さやせられる、複製できるものに対して、渡したらそれで消尽するということは、やはりおかしな話で、そこは区別をしていただきたいというのが一つです。

それからもう一つは、最後の知財制度との整合で、職務発明との比較で、職務育成と書かれていますけれども、これも特許法における発明において、発明が使用者に帰属するのか発明者に帰属するのかという点が、平成27年の改正で非常に大きな論議になりましたが、産業界からは、職務発明訴訟等、我々経験してきたところではありますけれども、対価の支払いとかで非常に面倒なことがあった歴史があり、海外でもまたいろいろ制度が違って難しいところはあったものの、いろんな論議があって今のような形になっているという背景と、この育成者権における職務育成というのはやっぱり性質がかなり違うものだと思いますので、特許法がこうだから育成者権についても同じようにするという、そういう整理は誤解を生じるかなと思いましたが

ので、その点意見させていただきたいと思います。

○尾崎課長 2点あったかと思いますが。消尽のほうです。確かにUPOV条約上も消尽という言葉が出ているので、我々もずっと消尽という言葉を使ってきているわけですが、特許法上のいわゆる判例法理上、発展してきた消尽の考え方と、条約、あるいは種苗法の明文で規定している我々の消尽、種苗法上の消尽というのは、やはり性質的にもかなり違うし、種苗という特徴のあるものを扱っているという中では、やはりワードとしては、今、同じものを使ってはいるのですが、性質としてはかなり異なるものとして、やはりできる限りの区別をしていきたいということで、我々としては種苗法上の消尽ということで整理をしたいと考えております。

それから、職務育成のほうですけれども、我々の実務上の現状から照らしますと、やはり育種というのは、組織として実際にいろんなものを交配してみて、その中から選別を繰り返してという中から見出されてきているということなので、例えば発明のような誰かが思いつくみたいなものとは大分性質が違って、どちらかという、やはり組織的な取り組みの中から出てくるという意味で言うと、組織のほうの比重が、どちらかという発明よりも高いものとも言えるんじゃないかなと思うので、そういった意味で、特許法でも少なくともここまでやっているという中で、この種苗法においても同じぐらいの整理というのはしてもいいんじゃないかなと考えているところでございます。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

○前田代理委員 4ページについての質問です。左下に解決策として赤い文字で5行書かれているのですが、これをどういうふうに読んだらいいのかという読み方の問題を教えてください。育成者権者の意思に基づいて、農家による自己増殖の禁止やあるいは頻度の制限を個別に規定することが可能になるという意味合いが書かれているのかどうかです。

○尾崎課長 この点につきましては、基本的には登録品種については、育成者の方がコストなり時間をかけて開発されたものということで、そういったものを使われる方については、もし増殖されるのであれば、その育成者の許諾のもとに行っていただきたいということでここを書かせていただいているということですので、逆に言えば、許諾がない場合に増殖するというのはやめていただくということになっていくということを御提案しているということでございます。

○前田代理委員 続けての質問でよろしいですか。育成者権者の許諾というのは、一般的に農業者は間に流通業者が入っていたりするので、利用者である農業者が、育成者権者に個別に問

い合わせをしたり契約をしたりという関係にはなかなかならないと思うのです。そうすると、育成者権者が、この品種についてはこのように売りたいというのをあらかじめ決めて、それに従うというのが実態的には起こるということになるのですか。

○尾崎課長 これはどういった形で、育成者権者が産地づくりとかそういったものに取り組みられるかということにも影響してくると思うのですけれども、例えば規模の大きなところであれば、個別に許諾というようなことも当然行われてくるということになると思いますし、仮に例えば産地づくりをその地域でやりたいということであれば、恐らくJAさんが中心になってくるというようなことがあろうかと思えます。例えば、そのJAにおける生産部会の人たちに、包括的にJAを介して許諾をするというようなことがあろうかと思えます。そういったものについては、我々のほうとしても、そういった取り組みが進むように、こういったような規約にしたらどうですかというようなことは我々検討して、お示しをしていくようなことを、今後やっていく必要があろうかというふうには思っております。

○茶園座長 よろしいでしょうか。お願いします。

○前田代理委員 実際に農業者が自家増殖をされている固定種の穀物類はそういうケースが一定あるかと思うので、その現実をできるだけ制限しないように、ここについては留意していく必要があるのではないかなという気がします。金井委員がまだいらしていないですけども、現実の農業の現場で不利益が農業者に起こらないように配慮が必要ではないかなと思います。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

○尾崎課長 前田委員の御指摘、特に固定種の在来種でたくさん取り組まれている方がいらっしゃるのだらうなというふうに思っております。そここのところはまず、そういったもともあるもの、あるいは登録が切れたもの、あるいは登録されていないようなもの、こういったものについては当然今までと変わらないということを皆さんに広く御理解していただくというのが、まず大事だろうと思います。その先で、登録のものを使われている方につきましては、やはりお金もかかっているものなので、しっかり御理解をいただいて、この趣旨のもと取り組んでいただける方向に我々としては持っていきたいという中で、できるだけ農業者の負担が少ないように我々としても考えていくということは、当然必要であらうかというふうに思っております。

○前田代理委員 本日の横田農場の取り組みの報告にあったように、在来種、登録切れの品種ではなくて、まさに登録されている品種で自家更新されている。それが先駆的な農業事例として、モデルとして取り組まれている農業者の足を引っ張らないたてつけが必要かなと思っております。

○横田社長 私も、ですからこういうものは正直不勉強だったところもあって、今後こういう形で制度が変わっていくことであれば、当然僕らは、今は許諾を受けない形での増殖になっていますけれども、恐らく許諾をきちっと受けて増殖していくということが当然必要になってくるだろうなというふうに思います。これはだから、例えばちょっと性質が違いますけれども、例えば僕ら、田んぼを借りて、その地代を払ってということを当たり前に行っていますけれども、その意味で言えば、種も、借りているわけじゃないですけれども、権利を使わせてもらって、それに対して一定程度のフィーを払うと。それが当然物すごい金額になってしまっただけは僕らもちっと困りますけれども、だったら買ったほうが安いよということになると思うんですけれども、そこまでは恐らくならないでしょうから、それでしっかりと正々堂々とやっていくということがこれから必要な、僕らも求められる、僕らもそういう意識を持っていかないとけないということじゃないのかなというふうには感じます。

○杉中審議官 1点補足をさせてもらいたいのですが、許諾を受けて増殖するというルールにしていこうということについては、やっぱりブラックボックスに入った中で増殖するというのはいろんな抜け穴になるのじゃないかということで、必ずしもフィーを絶対払えということではないです。地域の農業について、極めて低額で増殖してもらうことが望ましいということであれば、極端な場合はお金を取らないで、この量を増殖していいですよということを育成者が公的主体の場合は判断するということもあり得ることなので、このルールというのはお金を必ず払いなさいということではなくて、育成者の同意なしに増殖するということがないようにするというのを原則にしようと、そういう趣旨だということです。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

では、伊原委員。

○伊原委員 登録審査の高度化の部分なのですが、いただいたレジュメというか、パワーポイントの10ページのところです。いろんな特性項目についてどうなのという、何十項目にもわたって、区別性のためにこれまで一生懸命審査されてきて、この登録品種はこんな特性があるよねというようなことで、特性表も仕上げられて登録に至って、それが公示されるというような流れで来ていたものですよ。今回のイメージは、早く権利を設定するために、第1次的な審査項目というのがあって、病害虫の抵抗性みたいなものについてはかなり手間も時間も費用もかかるので、2次的審査項目にしましょうかというような、こういうたてつけにしましょうという御提案と受け止めていいんですか。

○尾崎課長 おっしゃる趣旨でよろしいかと思います。必ず見なければならぬものと、そこ

がこういう特徴があるので、ここを見てくださいという出願者の意図を反映して見るものというところに分けて、ただ、それ全体がやはり重要な形質の中でしっかり位置づけられていないと、それをもって登録ということにできませんので、重要な形質の中でそういった2種類を使って、効率的かつポイントを押さえた審査登録ができるようにしようという趣旨でございます。

○伊原委員 それでいいんですね。

○油木委員 はい。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

○前田代理委員 もう一つ、5ページの果樹の場合の流通のイメージ表で、剪定枝からの高接ぎや剪定枝からの自家増殖について、このようにすべきという提案が書かれていないのですけれども、ここは問題だけれども手が打てないという認識の図なのか、そうではなくて読み方の間違いなのかを教えてください。

○尾崎課長 この果樹の流通については、提案としては、これも農家における増殖の一形態ということなので、こういったことをされる場合には、育成者権を持っている方の許諾のもとにやるべきではないかという御提案をしているところでございます。

○前田代理委員 4ページの提案と同じ。

○尾崎課長 4ページと同じでございます。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

では、池村委員。

○池村委員 今日のまとめは、全て種苗法の整理ということで書かれているかと思うのですが、もう一つの論点であるの優良品種の持続的な利用というところで言いますと、やっぱり特許法で守れるところもあるかと思えます。といいますのは、こういう品種の特許されている例もかなりあるかと思えますので、それで特許侵害で侵害を止めるという方法もあるかと思えます。どこかで、今後もまたそういう論議をされるのかどうか分かりませんが、そういった観点でも何か整理される必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

○尾崎課長 特許制度を、例えば遺伝子特許を取るといような形で利用される手法というのは、当然これの外で行われているということですがけれども、今回、我々の種苗法と持続的な利用というような中で議論するには、我々としてもスコープ外の部分があるので、今回、この中には入れていないということでございます。当然うまく使い分けていただくということはあるかと思えます。

この品種を例えば展開するときに、この物自体は守れませんが、商標をあわせて使っ

たりしながら産地化したりするようなこともありますので、うまく知財を使っていただくということは必要かと思います。

○茶園座長 ほかに何か。

では、中平委員。

○中平委員 大分まとまっていて、私も読んでいていいと思ったのですが、私もこの会に参加するまでは、はっきり言って種苗法というのはほとんど知らなく、育種はしていたのですが、種苗法はほとんど知らない中でやっていたし、当たり前のように自家増殖、禁止されたやつはしていないのですが、していた中で、これは消費税増税ぐらいに農業界に与えるインパクトは非常に大きいことになると思いますので、しっかり我々一般農業者に分かるように広報なり説明をしてもらって、説明をすれば本当に筋は通っていますし、分かることでして、一律に自家増殖禁止じゃないんだよ、今までどおり登録が切れたもの、在来種に関しては今までどおり作れますよと、最新の品種に関してはやっぱり海外流出のリスクがあるのでこういうルールになりましたよということを分かるように、説明や広報をしてもらいたいと思います。我々農家サイドも農業の種苗法、実際自分の仕事にかかわる法律に結構疎い面があって、逆に著作権だとか違法漫画サイトの逮捕の問題がありましたけれども、そういうのは普通に常識としてやっちゃいけないということは分かっているのですが、こういう種苗法というのは、意外と現場の農家の人たちも分からない中で日々生産をしているというのもあるので、せっかくなかなか更新のない種苗法を改正するという大きいイベントがあるのであれば、それを機にして、一般の農家の人たちにも分かりやすく説明を丁寧にしていってもらえれば、本当に理解は得られるんじゃないかと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○茶園座長 ほかにございますでしょうか。

○金澤委員 私たちは個人育種家の会で、農水省からもいろいろとセミナーを開いていただいたりしてずっと学習してきましたが、長年なかなか不透明的だった部分が、やっと今回の会に参加させてもらって、おぼろげながら道筋ができて本当にすばらしいと思いました。

そういう中で、育種家仲間がたくさんいるのですが、実際我々は、育種をして大金を取ろうという気持ちは全くまだないです。要は、おいしいものを消費者に届けたいとか、きれいな花をどうしてもみんなに見てもらいたいというような純粋な気持ちから、発展して経営という部分に移行しているのですが、問題は、増殖をどんどんされると、マーケットの中にどのぐらいの数量が出回るのか把握できないことです。また、過当競争になって、安定的に長年かけた品種の寿命がすごく短くなってしまふ。そういった部分から、やっぱり許諾をしていきながら、

一定の量のひもの開け閉めで、許諾を受けたものは品種のポテンシャルを十分に引き出して、そして時間をかけて商品を作っていくという、そういう部分を私たちは願っております。

その中で、消費者に対して、過当競争の中でどんどん生産費を削りながら、粗悪な商品をこういう登録品種だとして販売されてしまうこと、価格の下落や違反増殖から作った粗悪なものを販売されることにより、長年かけて育種した品種の寿命を尽きさせてしまうことが、一番悲しいことかなと思っています。

だから、ある程度マーケットに対していいものを出すための一つの方法として、我々は許諾をしていく必要があると考えます。たくさん売れることも大事ですし、品質を本当に悪くしてしまうほどの量をたくさん世の中に出ることは、ちょっとやはり育種家として悲しいので、登録品種の自家増殖の禁止というのはあくまで受託していただきながら、生産量や生産者の頭数とか、そういった数の部分を、管理するといったら語弊がありますが、そういう形での確な数字を読みながらマーケットに入れていくという形だと私は思っています。そういうことによって、消費者が新しいものをおいしいと、またきれいなものをきれいだと評価してもらえるものを開発することができるのではないかと私は思っています。

今日は本当に、これだけのものをどうやってまとめるのかと考えておりましたが、先ほど言ったように、生産者の中での育種ですので、こういった部分に多少携わってはいたのですけれども、本当に法律をつくり上げるというのは大変だなと感心しています。皆さん、ありがとうございます。

○茶園座長 ほかにございますでしょうか。

せっかくだから金井委員、何かございますでしょうか。

○金井委員 すみません、急な用件があって遅れて来まして、ここだけ見て言っているんですけども、やっぱり今回の海外流出を防止するというこの観点から、非常によくおまとめいただいたというふうには思っておりますが、やはり我々JAグループですので、生産現場にしっかり意図とか混乱がないように説明を、我々もしていきますけれども、役所のほうからもしっかりいろんな周知徹底もお願いしたいというふうには思っておりますし、あと海外流出もあるんですけども、私も最初に申し上げましたが、種子というのは基本的には国の基本的な財産だというふうに思っていますので、海外の企業に支配されたりすることがないように、よく海外法人からの防止措置なんかも御検討いただければというふうに思っているところであります。

特にさまざまな不安な要素が入っていますので、不安がいろいろ言われていますので、本当に言いたいことは、とにかく、自家増殖もそうですけれども、引き続き生産者が安定して作物



ができるように、ぜひまた御検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○尾崎課長 今日には制度的な論点を中心に御説明をさせていただいていますが、この会議の最初のほうからずっと法改正にとどまらずいろいろなところ、やるべきことについて御議論いただきたいという中で、この制度について、現場での理解というのがしっかり進まない、この制度自体が絵に描いた餅になってしまって、きっちり運用もされていかないということで、そこが鍵なんじゃないかということはずっと言っていたいただいておりますので、そこはあわせて、この制度は制度、それ以外のものもしっかりやっていくという形で、全体を我々としては考えていくということはやっていきたいというふうに思っております。

○茶園座長 せっかくですので、魚住委員やあるいは矢野委員、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○前田代理委員 この検討会に託されたのは、種苗法のあり方について検討するという話でしたけれども、登録品種の開発が進まないというのは2回目の検討会でも問題意識を申し上げたと思うのですが、育成者権者の権利をより強く守るというたてつけを仮につくったとしても、それだけで問題解決にはやはり半分しかないと思っていて、登録品種の開発に対して、国が、あるいは地方行政がどのように支援して、日本の農業振興を進めていくのかという方策がもう一方でなければ、例えが悪いですが、バリアを立てても中が小さくなっていくという状態はしのげないと思うんです。この検討会で具体的にそれをどうすべきだということは書けないにしても、国全体として検討していくべき事項という申し送りのような形で、その点については、答申書をつくるときにまとめの中に入れていただけるとありがたいなと考えております。

○尾崎課長 そういったことは我々としてもすごく大事なことだと思っておりますので、検討していきたいというふうに思います。

○茶園座長 よろしいでしょうか。魚住委員や矢野委員、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、続きまして登録品種の海外流出対策予算につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○藤田室長 参考資料をお配りしてございます植物品種等海外流出防止総合対策事業、これは継続予算でございますけれども、海外に優良な品種が流出しないように、海外での品種登録を促進するといったことが一番重要な骨になってございます。あわせてこの予算の中で、今年の

新しい事項としましては、侵害対策等において遺伝子情報といったものが非常に重要になってきますし、我々、品種登録の審査においてもそういったところを少し考えていく必要があるということでございますので、遺伝子情報の活用についてのいろいろな調査を行いたいと考えてございます。

それから、ここは継続部分でございますけれども、種苗資源、遺伝資源の伝統野菜のような、そういった優良な種苗資源を保存されている方々の取り組みといったものを支援するといったこともやることとしてございます。

また、2ポツの委託事業のほうでございますけれども、これは今日も少し話がございましたけれども、海外で品種登録を進めるに当たって、日本の審査基準と海外の審査基準というものの整合をとっていくということが必要でございますので、そういったことを取り組んでいくといったことを盛り込んでございます。

1枚おめくりいただきまして、もう一点が農業知的財産保護・活用支援事業でございます。これは先ほど池村委員からもお話がありましたけれども、種苗法だけではなくて、農業知財全般にわたって、特にこれは海外展開、海外での侵害といったことを念頭に置いてございますけれども、そういったものを一元的に支援するといったことを考えてございます。現在行っている支援事業でございますと、個々の育成者の方に海外での品種登録を行うことを支援してございますけれども、それだけではなかなか海外で特に侵害等が発生した場合の対応とか、また輸出促進を図るに当たってどういったところでしっかりと品種を守っていかなきゃいけないかと、そういった判断も含めて難しいところがございます。そういったこともございまして、一元的に海外での品種登録を支援しつつ、海外での育成者権の活用、侵害対策とか、そういったことを行っていく。あわせて、種苗法だけではなくて、海外を見た場合には特許とか商標、さまざまな知財がございますので、そういったことも含めて、そういった保護、侵害対策の支援を行えるようなことを取り組んでいきたいということを要求しているところでございます。

簡単ですけれども、以上です。

○尾崎課長　ということで、先ほど池村委員からおっしゃられたようなことも、この農業知的財産に関する相談窓口というのを設けて、知財を総合的に活用しながら我々の大事な新品種を守っていくというようなことについては、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○茶園座長　伊原委員。

○伊原委員　本来ならさっきの意見交換会のときに申し上げておくべきだったのかもしれない

のですが、農水省の品種登録制度の公示、ウェブサイトで特性表というものが全文、僕らの事件をやっていたときには公示されていなかったんですね、要約だけで。こういうものというのは、何が登録されているのかがそもそも分からないという状況というのが改善される予定というのが、この予算化の中に入っているのか入っていないのか、いかがでしょうか。

○藤田室長 そういった御意見があることは承知しておりまして、今、システムの改修というのは不斷的にやっているのですが、そういった特性表まで、今、公示するかしないかということはまだ決まっていません、そういったものを電子化して扱えるようにはしていくというふうな、システム改修では取り組んでいるところでございます。

○杉中審議官 制度の見直しの中では、特性表の公示というのは検討するんですか。

○藤田室長 一応その方向で。

○尾崎課長 検討します。

○茶園座長 何かほかにございますでしょうか。

では、魚住委員。

○魚住委員 今、配っていただいた、こちらの海外パートナーという、初めて聞く言葉が出てくるのですが、これはどういったことをしてくださる、監視を、変なことをしないか見てくれるところなのか、あるいはビジネス的な展開でコンサルタントのような形でのパートナーさんなのか、詳しく教えてください。

○藤田室長 ありがとうございます。

海外パートナーについてですけれども、今、海外で品種登録を進めておりますけれども、実際に海外で侵害があるかないかと、そういった調査をするというのは非常に困難でございます。実際にどういった形で権利を守っていくかといった場合には、場合によっては海外の例えば特許事務所であるとか、場合によっては生産者団体といったところに、そういった権利の活用と保護、侵害対策とか、そういったことも含めて対応いただくというのが一番実効性が高いというようなことが、第3回でもあったんですけれども、そういったことも踏まえまして、どういったパートナーを探すかということはこれからでございますけれども、そういった方々と連携して、海外での知的財産をしっかりと守っていくということをやっていきたいと考えております。

○茶園座長 よろしいでしょうか。

何かほかにございますでしょうか。

では、本日までの議論で、種苗制度の抱える論点につきましてはある程度の方向性を示すことができたのではないかと考えております。そこで、そろそろ取りまとめというも

のを考えなければいけないと考えておりますが、このことにつきまして、事務局ではどのようにお考えかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○尾崎課長 本日も、今日は制度中心でございましたけれども、御議論いただきましてありがとうございました。今日までに制度以外のこと、いろんな運動論も含めて御議論いただいているところがございますので、そういったものも含めて、事務局のほうで取りまとめに向けて案をつくって、次回の検討会で御意見いただくというような形をとればというふうに思っております。

○茶園座長 皆様いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

では、次回の検討会につきましても、すみませんけれども、座長である私に御一任いただきまして、事務局と相談の上、決定していくということにさせていただきたいのですが、皆さんよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局よろしく願いいたします。

○尾崎課長 了解いたしました。

○茶園座長 では、本日はどうもありがとうございました。

これにて本検討会は終了とさせていただきます。

では、事務局に司会をお返しいたします。

○藤田室長 本日の御討議どうもありがとうございました。次回以降の議題、日程につきましては、座長と相談の上、決定して、また皆様に御連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

午後4時50分 閉会